

東南アジア孤児支援 NGO「Sun And Dear」会則

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、東南アジア孤児支援 NGO「Sun And Dear」と称する。略称はサンディアとする。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、東京都練馬区に置く。

(目的)

第 3 条 この会は、東南アジアの孤児を支援する活動（事業）を行うことにより、もって東南アジアの子どもたちが、生まれた場所や環境に関係なく幸せになる社会を作ることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の特定非営利活動を実施する。

- (1)子どもたちの生活を支援し、十分な衣食住環境、および教育機会を提供する
- (2)雇用を創出し、貧困の根源を絶つ。

(会員規約の追加・変更)

第 5 条

当団体は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を 変更し、又は追加が必要と判断される事項を順次追加することがある

第 2 章 会員

(会員)

第 6 条 この会の会員は、次の 2 種類とする。

- (1)正会員は、この会の事業を賛助するために入会した者、団体とする。
- (2)パートナー会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人または団体

第 7 条 正会員の入会については、特に入会の際の条件は定めないものとする。

2 正会員として入会希望者は、別に定める入会申込書により、理事長宛に申し込むものとする。

- 3 理事長は、正会員の申し込みがあった場合、正当な理由がない限りは入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金と会費)

第 8 条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格喪失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 理事長へ退会届の提出がなされた時。
- (2) 本人の死亡や、失そう宣告を受けた時、あるいは団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由がない状態で会費を 1 年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名を受けた時。

(退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 総会または理事会の議決により、正会員が以下の項目に該当する場合には、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決前に通知し、当該正会員から申し出があった場合には、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品返還に関して)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員等

(役員)

第 13 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事
 - (2) 監査役
- 2 理事のうち若干名を代表理事及び副代表理事とする。
 - 3 理事候補者は、総会において選出され、理事会において選任する。
 - 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により選出する。

5 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第14条 理事長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、全理事の2/3の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 会議

(会議の種別)

第16条

この団体の会議は、総会、理事会及とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 監事の選任、職務及び報酬

(2) 理事候補の選出

(3) 役員の解任

(4) 定款の変更

- (5) 合併
- (6) 解散
- (7) 解散における残余財産の帰属先
- (8) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (9) その他、この団体の運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の承認
- (2) 事業報告及び活動決算の承認
- (3) 理事の選任、職務及び報酬
- (4) 会費の額
- (5) 事務局の組織及び運営に関する重要事項
- (6) 長期借入金の借り入れ
- (7) 総会に付すべき事項
- (8) その他、この団体の運営に関する必要な事項

(会議の開催)

第 19 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 5 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたととき。
- (2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第 20 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 代表理事は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、開会日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、原則として開会日の少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものが行う。

(定足数)

第 22 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催できない。

2 理事会は、理事現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第 23 条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会又は理事会における議決事項は、第 25 条第 4 項又は第 5 項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、理事会において、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、その限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第 24 条 各正会員及び各理事の表決権は平等なるものとする。

2 総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法、又は代理人をもって表決権を行使することができる。

3 前項の代理人は、別に定める代理権を証する書面を、会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第 2 項の規定により表決権を行使する構成員は、前 23 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会又は理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者等は、その数を記載する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会又は理事会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印、又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産及び会計

第26条 この団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(管理)

第27条 この団体の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(会計の原則)

第28条 この団体の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第29条 この会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月末日に終わる。

第30条 この団体の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、直近の通常総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第31条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第32条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、常任委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び変更)

第33条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、代表理事は、既定予算の追加又は変更をすることができる。

2 代表理事は、前項の追加又は変更を行ったときは、直近の理事会でこれを報告し、承認を受けるものとする。

(事業報告書及び決算)

第 34 条 理事長は、毎事業年度終了後 4 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 6 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 36 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 法第 4 3 条の規定による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選定)

第 37 条 この団体が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この団体が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）の際有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された、この団体と同様の目的を持つ特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長が決するところによる。

(合併)

第 39 条 この団体は総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(公告の方法)

第 40 条 この団体の公告は、この団体の東京事務所内、この団体のホームページ及び官報もしくは日刊紙に掲載して行う。

第7章 雑則

(事務局)

第 41 条 この団体は事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局長は理事会が選任する。

3 その他、事務局の組織及び運営に関し重要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

4 その他、事務局の組織及び運営に関する事項（重要な事項を除く）は常任委員会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(その他の委員会)

第 42 条 この団体の運営に必要な場合は、理事会の議決により委員会を設置することができる。

2 委員会に関し必要な事項は、常任委員会の議決を経て代表理事が別に定める。

(実施細則)

第 43 条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は第 1 3 条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。

代表理事 和野 佳祐

理事 畝川 知紗

理事 村中 明

3 この団体の設立当初の入会金及び会費は第 8 条の規定にかかわらず、以下の通りとする。

(1) 正会員 入会金：0 円 年会費：7,000 円

(2) パートナー会員：入会金：0 円 年会費：5,000 円